

1 事業計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

ア 農業共済事業

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考
		組合員数		78,309 戸	75,490 戸		
農作物共済	水稲	一筆	3,200,000 ^a	2,041,147 ^a	2,240,000 ^a	70.0%	
		品質		124	329	0.0	
	計		3,200,000	2,041,271	2,240,329	70.0	
	陸稲		16	-	-	0.0	
	麦	一筆	610,000	356,120	431,080	70.7	
		災害収入		59,147	74,260	12.2	
	計		610,000	415,267	505,340	82.8	
	農作物共済合計		3,810,016	2,456,538	2,745,669	72.1	
家畜共済	死亡廃用	搾乳牛	7,020 ^頭	6,000 ^頭	5,804 ^頭	82.7%	
		繁殖用雌牛	2,407	707	758	31.5	
		育成乳牛 (子牛等)	5,080	3,097	3,008 (254)	59.2	
		育成・肥育牛 (子牛等)	21,314	3,212	3,256 (633)	15.3	
		繁殖用雌馬	5	—	5	100.0	
		育成・肥育馬	3	—	3	100.0	
		種豚	9,977	524	537	5.4	
		肉豚	73,610	2,124	2,112	2.9	
	計		119,416	15,664	16,370	13.7	
	疾病傷害	乳用牛	8,683 ^頭	6,932 ^頭	6,468 ^頭	74.5%	
		肉用牛	15,397	1,736	1,698	11.0	
		一般馬	8	—	8	100.0	
		種豚	9,977	366	364	3.7	
	計		34,065	9,034	8,538	25.1	
果樹共済	なし	半相殺・短縮	34,900 ^a	4,929 ^a	8,175 ^a	23.4%	
		樹園地・短縮		1,479	1,870	5.4	
	計		34,900	6,408	10,045	28.8	
	ぶどう	半相殺・短縮	16,900	453	751	4.4	
		半相殺・ひょう害		444	400	2.4	
		樹園地・短縮		155	100	0.6	
	計		16,900	1,052	1,251	7.4	
果樹共済合計		51,800	7,460	11,296	21.8		

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考	
畑作物共済	スイートコーン		57,700 ^a	871 ^a	1,668 ^a	2.9%		
	大豆	一筆	66,700	4,988	6,050	9.1		
		全相殺		12,884	22,900	34.3		
	計		66,700	17,872	28,950	43.4		
	茶	半相殺	60,200	1,408	2,000	3.3		
		災害収入		0	0	0.0		
	計		60,200	1,408	2,000	3.3		
	農作物計		184,600	20,151	32,618	17.7		
	春蚕繭		90.00 ^箱	45.76 ^箱	60.00 ^箱	66.7		
	初秋蚕繭		35.00	21.57	22.00	62.9		
	晩秋蚕繭		80.00	35.17	50.00	62.5		
	蚕繭計		205.00	102.50	132.00	64.4		
園芸施設共済	ガラス室	I類	562 ^棟	0 ^棟	0 ^棟	0.0%		
		II類		215	239	42.5		
	プラスチックハウス	I類	12,459	0	0	0.0		
		II類		5,708	9,561	76.7		
		III類		151	183	5.4		
		IV類甲		3,387	770	972	28.7	
		IV類乙			418	569	16.8	
		V類		479	145	184	38.4	
		VI類		202	161	198	98.0	
	VII類	519	316	414	79.8			
計		17,608	7,884	12,320	70.0			
任意共済	建物	総合	194,033 ^棟	10,188 ^棟	10,092 ^棟	5.2%		
		火災		111,497	107,839	55.6		
	計		194,033	121,685	117,931	60.8		
	農機具	損害	73,854 ^台	11,288 ^台	11,654 ^台	15.8%		
		更新		96	92	0.1		
計		73,854	11,384	11,746	15.9			

イ 農業経営収入保険受託事業

経営形態		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考
収入保険	個人		13,196 ^{経営体}	418 ^{経営体}	1,400 ^{経営体}	10.6%	
	法人		501	55	100	20.0	
	計		13,697	473	1,500	11.0	

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料	交付(納入) 保険料	手 持 共済掛金	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	国庫負担金	農家負担金				
農作物共済	水稲	一筆	2,240,000a	2,041,147a	12,840,800	12,584	6,292	6,292	128	6,164	12,456
		品質	329	124	2,600	11	5	6	1	4	10
		計	2,240,329	2,041,271	12,843,400	12,595	6,297	6,298	129	6,168	12,466
	麦	陸稲	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一筆	431,080	356,120	948,895	38,719	19,862	18,857	9	19,853	38,710
		災害収入	74,260	59,147	344,528	29,169	15,488	13,681	10,279	5,209	18,890
		計	505,340	415,267	1,293,423	67,888	35,350	32,538	10,288	25,062	57,600
農作物共済合計	2,745,669	2,456,538	14,136,823	80,483	41,647	38,836	10,417	31,230	70,066		
家畜共済	死亡廃用	搾乳牛	5,804頭	6,000頭	1,096,387	96,712	48,356	48,356	11	48,345	96,701
		繁殖用雌牛	758	707	123,407	3,415	1,707	1,708	1	1,706	3,414
		育成乳牛	3,008	3,097	554,310	9,069	4,534	4,535	6	4,528	9,063
		育成・肥育牛	3,256	3,212	419,796	11,830	5,915	5,915	4	5,911	11,826
		繁殖用雌馬	5	—	2,871	72	36	36	0	36	72
		育成・肥育馬	3	—	2,007	27	13	14	0	13	27
		種豚	537	524	26,600	1,838	735	1,103	0	735	1,838
	疾病傷害	肉豚	2,112	2,124	16,498	2,829	1,131	1,698	0	1,131	2,829
		乳用牛	6,468頭	6,932頭	125,142	78,896	39,448	39,448	1	39,447	78,895
		肉用牛	1,698	1,736	18,212	8,471	4,235	4,236	0	4,235	8,471
		一般馬	8	—	142	80	40	40	0	40	80
		種豚	364	366	447	18	7	11	0	7	18
		家畜共済合計	24,021	24,698	2,385,819	213,257	106,157	107,100	23	106,134	213,234
果樹共済	なし	半相殺・短縮	8,175a	4,929a	416,026	12,086	6,043	6,043	7,863	△ 1,820	4,223
		樹園地・短縮	1,870	1,479	84,191	964	482	482	606	△ 124	358
		小計	10,045	6,408	500,217	13,050	6,525	6,525	8,469	△ 1,944	4,581
	ぶどう	半相殺・短縮	751	453	43,838	864	432	432	355	77	509
		半相殺・ひょう害	400	444	30,565	141	70	71	28	42	113
		樹園地・短縮	100	155	5,653	49	24	25	20	4	29
		小計	1,251	1,052	80,056	1,054	526	528	403	123	651
果樹共済合計	11,296	7,460	580,273	14,104	7,051	7,053	8,872	△ 1,821	5,232		
畑作物共済	スイートコーン	1,668a	871a	23,200	687	343	344	399	△ 56	288	
	大豆	一筆	6,050	4,988	8,342	485	266	219	261	5	224
		全相殺	22,900	12,884	31,970	2,900	1,595	1,305	1,445	150	1,455
		計	28,950	17,872	40,312	3,385	1,861	1,524	1,706	155	1,679
	茶	半相殺	2,000	1,408	13,000	368	202	166	222	△ 20	146
		災害収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,000	1,408	13,000	368	202	166	222	△ 20	146	
	農作物計	32,618	20,151	76,512	4,440	2,406	2,034	2,327	79	2,113	
	春蚕繭	60.00箱	45.76箱	3,788	36	18	18	18	0	18	
	初秋蚕繭	22.00	21.57	1,319	38	17	21	20	△ 3	18	
	晩秋蚕繭	50.00	35.17	2,902	83	41	42	31	10	52	
蚕繭計	132.00箱	102.50箱	8,009	157	76	81	69	7	88		
畑作物共済合計			84,521	4,597	2,482	2,115	2,396	86	2,201		

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料	交付(納入)保険料	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金				
園芸施設共済	ガ I 類	0棟	0棟	0	0	0	0	0	0	0	
	ラ II 類	239	215	1,620,171	4,637	2,186	2,451	1,390	796	3,247	
	ス 小計	239	215	1,620,171	4,637	2,186	2,451	1,390	796	3,247	
	ブ I 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブ II 類	9,561	5,708	3,752,378	65,155	31,352	33,803	44,982	△ 13,630	20,173	
	ラ III 類	183	151	605,151	11,221	5,491	5,730	9,297	△ 3,806	1,924	
	ス IV類甲	972	770	4,873,876	32,914	15,965	16,949	26,016	△ 10,051	6,898	
	チ IV類乙	569	418	3,028,134	24,883	12,043	12,840	17,599	△ 5,556	7,284	
	ッ V 類	184	145	779,255	4,226	1,904	2,322	2,051	△ 147	2,175	
	ク VI 類	198	161	45,147	1,968	935	1,033	1,374	△ 439	594	
	ク VII 類	414	316	318,716	3,595	1,771	1,824	891	880	2,704	
	ク 小計	12,081	7,669	13,402,657	143,962	69,461	74,501	102,210	△ 32,749	41,752	
園芸施設共済合計		12,320	7,884	15,022,828	148,599	71,647	76,952	103,600	△ 31,953	44,999	
制度共済合計				32,210,264	461,040	228,984	232,056	125,308	103,676	335,732	

イ 任意共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料	保険手数料	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	共済掛金	事務費賦課金				
建物	総合	10,092棟	10,188棟	66,012,680	193,968	116,777	77,191	85,701	31,001	62,077	
	火災	107,839	111,497	1,306,354,490	1,018,045	559,969	458,076	305,414	123,693	378,248	
	小計	117,931	121,685	1,372,367,170	1,212,013	676,746	535,267	391,115	154,694	440,325	
農機具	損害	11,654台	11,288台	23,317,040	137,317	98,020	39,297	-	-	98,020	
	更新	92台	96	166,000	19,351	18,687	664	-	-	18,687	
	小計	11,746	11,384	23,483,040	156,668	116,707	39,961	0	0	116,707	
任意共済合計				1,395,850,210	1,368,681	793,453	575,228	391,115	154,694	557,032	
建物共済 保険割合:30%、ただし地震等50%											

合計			1,428,060,474	1,829,721						892,764	
----	--	--	---------------	-----------	--	--	--	--	--	---------	--

(3) 引受計画と実施方策

農業政策及び農業支援策等についての関係機関等からの情報、政策に留意し、農家の作付け動向等を把握しつつ、「令和2年度事業計画書」に計画した目標を達成するため、各共済事業について、次の重点項目を推進する。

ア 農作物共済

引受計画

(ア) 水稻 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者を出さないように引受推進を図る。

令和2年度目標引受率 70.0%

(イ) 麦 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者を出さないように引受推進を図る。

令和2年度目標引受率 82.8%

実施方策

(ア) 関係機関等との連携

地域農業再生協議会・JA等と連携を図り、引き続き顧客リストの整備を行うと共に経営所得安定対策申請者の耕作情報を正確に把握し、適正な引受に努める。

(イ) 顧客リストによる引受推進

顧客リストを基に青色申告者には農業経営収入保険の推進を行い、白色申告者等には水稻・麦共済を引き続き推進し、加入申込書の全戸配布回収に努め未加入者、未提出者に対して戸別訪問等を行い、無保険者を出さないように引受推進を図る。

(ウ) 組合員への制度内容等の周知

共済制度改正により一筆方式が廃止されることから、他方式への移行がスムーズに行われるようチラシ等で周知する。

また、経営所得安定対策申請者に対して、十分な補償が得られるように、補償割合・単位当たり共済金額を選択してもらえよう推進を図ると共に麦営農継続支払交付金の収穫量の調整についても十分説明を行う。

(エ) 基準収穫量の把握

新たな品種が作付けされていることから、関係機関等と連携を図り、収穫量等の把握を行い引受に努める。

(オ) 組合員との接点強化

温湯消毒機による水稻種子消毒で、農家・地域との接点強化を図り、引受向上に努める。

イ 家畜共済

(ア) 農家サービスの充実と農家ニーズに即した加入方式での引受推進

牛の飼育農家については、死亡廃用共済と疾病傷害共済の同時加入を勧め、併せて子牛選択の加入を推進する。

養豚農家については、新制度の説明を十分に行い、さらに事故除外方式等を説明してそれぞれの農家ニーズにあった提案型の推進を図る。

家畜診療所で新たに開始する受精卵の採卵・凍結事業による農家サービスの充実と引受拡大、特に肉用牛の加入推進を図る。

(イ) 顧客リスト整備からの展開

顧客リストを整備することにより飼養者、飼養頭数を把握し、有資格者への積極的な加入推進を図る。

(ウ) 関係団体との連携による引受の適正化

県関係機関ならびに畜産関係団体等と連携を図り、飼養情報の共有化を図る。

(エ) 組合員への制度内容の周知

組合員に対しては継続加入時に重要事項説明書及びパンフレットを活用した新制度の周知を図り、併せて補償割合の向上を図る。

又、牛については牛個体識別全国データベース報告の徹底を依頼するとともに、豚については異動通知の励行を図り、包括共済の整合性を確保する。

(オ) 危険段階別共済掛金率の適用

ガイドラインを基に作成した危険段階別共済掛金率により、農家間の不公平感の解消並びに事業の適正な実施を図る。

ウ 果樹共済

引受計画

(ア) 顧客リストの整備を行い、地域実態に合わせた引受推進を行う。

(イ) 加入者の継続加入を維持するよう推進を図る。また、未加入農家への引受推進を図ると共に共済制度への加入意思の確認を行う。

令和2年度目標引受率（なし 28.8%、ぶどう 7.4%）

実施方策

(ア) 関係機関等との連絡協調

県・市町村・出荷組合・JA等に対して、果樹共済パンフレットの配布を行い制度の周知に努め、加入推進への理解と協力体制の強化を図る。

(イ) 顧客リストの整備

県・市町村・出荷組合・JA・共済支部長等に新規就農者等情報提供を受け、農林業センサス等を参考に有資格農業者のリスト整備を引き続き行う。

(ウ) 戸別訪問による意思確認の徹底

顧客リストに基づき戸別訪問を行い、引受推進を図ると共に加入意思の確認を行う。

(エ) 引受の推進及び組合員への新制度内容の周知

共済支部長等を対象とした推進会議を引き続き開催し、積極的に引受拡大を図る。また、顧客リストを基に、未加者に対し戸別訪問し危険段階（個人料率）が適用される方式が拡大されたこと及び新制度として樹園地単位方式と特定危険方式が令和4年産より廃止となることを十分に説明し引受推進を図る。

(オ) 災害未然防止支援事業の周知

埼玉県の多目的ネット設置支援事業を受けるために、収入保険もしくは農業共済（果樹共済・園芸施設共済）への加入が要件化された。このことを周知し、加入推進の強化をさらに図る。

エ 畑作物共済

引受計画

(ア) 大豆

地域農業再生協議会、JA等と連携を図り経営所得安定対策申請農業者の引受推進を行う。

令和2年度目標引受率 43.4%

(イ) 茶

有資格農業者リストを基に戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し引受推進を行う。

令和2年度目標引受率 3.3%

(ウ) スイートコーン

出荷組合等の会議に参加し、共済制度の内容を十分説明し、推進を行う。また、有資格農業者リストを基に戸別訪問を行い引受拡大に努める。

令和2年度目標引受率 2.9%

(エ) 蚕繭

未加入農家に対し、戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し、全戸引受に努める。

実施方策

(ア) 関係機関等との連携

地域農業再生協議会、J A等と連携を図り、引き続き顧客リストの整備を行うと共に経営所得安定対策に申請する者の栽培状況を把握し、引受推進を図る。また、J A出荷計画（播種前計画）を基に完全引受に努める。

(イ) 顧客リストによる引受推進

顧客リストを基に青色申告者には農業経営収入保険の推進を行い、白色申告者等には引き続き農業共済制度を推進し、加入申込書の全戸配布回収に努め未加入者、未提出者に対して戸別訪問等を行い無保険者がいないように引受推進を図る。

(ウ) 組合員への制度内容等の周知

共済制度改正により一筆方式が廃止されることから、他方式への移行がスムーズに行われるようチラシ等で周知する。

また、経営所得安定対策申請者に対して、十分な補償が得られるように、補償割合・単位当たり共済金額を選択してもらえよう推進を図ると共に、営農継続支払交付金の収穫量の調整についても十分説明を行う。

オ 園芸施設共済

引受計画

(ア) 改正制度の更なる普及と周知を図るため顧客リストの整備に努める。重点推進地域を選定し未加入農家の引受推進を図る。

令和2年度目標戸数加入率 70.0%

令和3年度目標戸数加入率 80.0%

令和4年度目標戸数加入率 85.0%

実施方策

(ア) 関係機関等との連絡協調

県・市町村・出荷組合・J A・共済支部長等に対して、制度の周知に努め、加入推進への理解と協力体制の強化を図る。

(イ) 顧客リスト整備と引受拡大

県・市町村・出荷組合・J A・共済支部長等からの新規就農者等情報及び農林業センサス等を参考に有資格農業者のリスト整備に努め、引受推進地域を選定する等計画的に引受拡大を図る。また、園芸施設共済PR協力販売店からの情報も合わせて、加入意思の確認を行う。

(ウ) 集団加入の協定締結の取組と制度改正内容の周知

集団加入の協定締結により、掛金及び賦課金の割引が可能になったことから、施設園芸の生産組織に対し積極的に協定締結を働きかけ、協定締結を行うと共に未加入者の加入促進を行う。

また、制度改正により付保割合の引き上げ、復旧費用の引き上げ、小損害不填補の見直しなど、農家の選択肢がさらに増え制度がより充実することから、制度改正内容について分かりやすく丁寧な説明を行い、既加入者の定着を図ると共に未加入者及び脱退者の加入推進を行う。

(エ) 引受評価の適正化

制度改正に伴う補償内容等を農家に十分に説明を行い、適正な引受評価を行う。

また、事務処理は複数でのチェックを行い、より一層引受適正化に努める。

(オ) 危険段階別共済掛金率の周知

危険段階（個人料率）が導入され、被害がなければ掛金が下がることの周知を図り継続加入の定着を図る。

(カ) 災害に強い施設園芸づくり月間の取組

災害に強い施設園芸づくり月間（6月、11月）の年2回ポスター・パンフレットを作成し、県・市町村・JA他の関係機関に配布し加入者への災害の未然防止のための情報提供、注意喚起のみならず未加入者については共済加入への要請を行う。

(キ) 災害未然防止支援事業の周知

埼玉県の多目的ネット設置支援事業を受けるために、収入保険もしくは農業共済（果樹共済・園芸施設共済）への加入が要件化された。このことを周知し、加入推進の強化をさらに図る。

カ 建物・農機具共済

(ア) 建物共済

a 引受の適正化

加入資格審査の取組・審査態勢を強化し、引受審査が適正に行われているか十分に確認する。

b 加入推進態勢の強化

加入者に対し建物共済の仕組や各種特約を丁寧に説明し、加入者の意向や契約内容について、「ご契約内容確認書」で確認を徹底する。また高齢者については、状況に応じて加入推進時に親族等の同席を求める。

c 総合共済の積極的な推進

雪害、台風による風水害などの自然災害が多発し、自然災害や地震に対応した保険のニーズが高まっており、総合共済の加入拡大や増額、火災共済と総合共済を合わせた加入推進を積極的に行う。

d 家具類の推進

家具類について、事故時に十分な加入がされておらず、補償が少ない場合が見受けられるので、家具類の加入推進を行い、補償の充実を図る。

e 共済金支払い時の加入推進

共済金の支払時に建物評価額に対し加入額が低い場合、補償額が足りるよう評価額満額での加入推進を行う。

(イ) 農機具共済

a 引受拡大

農林業センサスの農機具所有台数並びに農機具共済PR協力販売店からの情報をもとに、農機具の引受拡大を図る。

b 盗難防止対策等

トラクター等の盗難に対し、JAや県及び県警察と連携し啓蒙活動を行うとともに、組合員へ情報提供を行い、損害の未然防止に努める。また、組合員に対し盗難に備えた加入推進を図る。

c 農機具展示会への参加

JAが開催する農業機械大展示会に参加し、農家に対し農機具共済のPR、加入推進を行う。

キ 農業経営収入保険事業

(ア) 関係機関との連携（推進協議会の設立）

農業経営収入保険制度（収入保険）を農業者をはじめ農業関係者に広く普及するとともに、より多くの農業者に収入保険を活用していただくため、県関係機関及びJA埼玉県中央会並びに埼玉県農業会議など、各関係機関及び各関係団体とともに「埼玉県収入保険推進協議会」を設立し、幅広い加入推進活動ができるよう努める。

(イ) 収入保険制度推進計画の策定

収入保険制度を勧める上では、農業共済制度も運営している関係から、より合理的な計画性をもって加入推進する必要がある。そのため「収入保険推進スケジュール」を昨年同様策定するとともに、それに加え、より具体性をもった詳細な推進計画を支所ごとに策定することにより、令和4年の目標である3,100経営体の早期必達のため、計画的な加入推進を図る。

(ウ) 青色申告相談会及び保険金見積額算定ツール操作説明会の実施

収入保険制度を普及させることはもとより、母集団を拓げることも重要課題であるため、国が定める「青色申告推進月間」を見据えた、白色申告者から青色申告者へ転換させる機会の場合として、「顧問税理士による青色申告相談会」を実施する。

また、加入者は確定申告前に保険金見積額を算入した後に、確定申告を行わなければならないことから、組合主催の「保険金見積額算定ツール操作説明会」を開催することにより、加入者がスムーズな確定申告を行えるようサポート体制を確立する。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

(ア) 早期被害申告の周知

被害が発生した場合には、必ず収穫前に被害申告を行うよう周知に努める。登熟不良等被害については、対策会議を開催して関係機関からの情報提供を受け、登熟不良等被害が心配される場合は、全筆被害申告するよう注意喚起を行う。

(イ) 適期・適正損害評価の実施

J A、各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期の把握に努める。標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指す。分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。被害発生時、立ち入れない場所等にはドローンを活用し早期の被害状況を把握する。

(ウ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し被害状況の早期把握と共有化を図る。

(エ) 制度・仕組みの説明と損害評価の通知の送付

引受方式・補償割合の選択制導入により、同じような被害程度でも支払共済金に差が生じる事があるため、制度・仕組みについて加入者に十分な説明を行う。また、損害評価結果について、共済金の支払該当者だけでなく、支払に該当しなかった申告者についても損害評価の結果を通知する。

(オ) 登熟不良等被害の把握

異常気象等による登熟不良等被害に対して関係機関と連携体制を深化させ、登熟不良等被害に関する情報交換及び実態把握、農業者に対する情報提供等について引き続き協力依頼を行う。

登熟不良等被害収穫前判定システム等で登熟不良等被害が懸念される場合は、関係機関等に登熟不良等被害の発生に関する見解を聞き、農業者等に早期に幅広い周知を行う。

イ 家畜共済

(ア) 死廃事故の現地確認

関係法令及び廃用認定基準等の定めるところにより厳正な現地確認の励行（廃用確認体制の確保）及び適正評価に努める。

(イ) 病傷事故の適正な取扱い及び指導

集合審査及び病傷事故実態調査を的確に実施し、病傷事故の更なる適正給付を期す。

- (ウ) 共済金支払事務の適正化（診断書提出遅延等への対応、牛個体識別全国データベースの利用等異動状況の把握体制を含めた事務処理の迅速化等）
共済金支払事務の適正化を図るため、家畜共済制度重要事項説明書を作成し、開業獣医師及び家畜共済担当者に対し、関係書類の迅速かつ適正な事務処理を行うよう指導する。
- (エ) 免責基準の設定及び適用の適正化に向けた指導
指定獣医師に対し、免責基準の周知徹底を図るとともに所定の病傷診断書の適期提出を指導する。

ウ 果樹共済

- (ア) 基準収穫量の適正な設定
基準収穫量の設定に当たっては、園地条件、肥培管理、損害評価実績、責任開始前損害の有無、標準収穫量等を検討し適正な設定を行う。
- (イ) 組合員への被害申告方法変更の周知と損害評価の適正実施
関係機関と連絡を密にし、作柄の早期把握に努め、制度改正による被害申告方法の変更を引き続き十分に周知し、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。また、『なし』のみつ症発生状況調査を引き続き実施し、注意喚起等に対する情報収集に努める。損害評価に当たっては、作柄等の状況把握に努め悉皆調査の適正実施を図る。損害評価の結果を組合員に対し通知する。
- (ウ) 職員の研修実施
職員を対象に現地研修会を開催し、損害評価技術の向上を図り、適時評価、生産量の把握、並びに分割評価の適正化等を習得する。
- (エ) 関係機関等との連携による適正評価及び巡回調査の実施
関東農政局統計部・県果樹関係機関・損害評価会委員等と巡回調査を実施し、作柄の早期把握に努め、適正な損害評価の実施を図る。

エ 畑作物共済

- (ア) 適期・適正損害評価の実施
JA等各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期等の把握に努める。標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指す。分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。
- (イ) 巡回調査の実施
関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。
- (ウ) 出荷量調査による損害評価の検証
出荷団体等と連携を密にし、出荷状況を把握し評価収量の確認を行う。

オ 園芸施設共済

- (ア) 組合員からの適正な被害申告と損害評価の適正実施
県関係機関等の協力を得て被害状況の早期把握に努め、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。損害評価実施に当たって現地講習会を開催し適正評価の知識の向上に努める。
- (イ) 施設内農作物の分割評価の適正励行
県試験研究機関の指導協力を得て、施設内農作物の病虫害防除講習会を引き続き開催し、評価技術（的確な病虫害の見極め等）の向上に努め、分割評価の適正実施を図る。
- (ウ) 被害状況等の把握
大規模災害発生時には、巡回調査等を行い被害状況の早期把握に努めると共に

組合員への聞き取りを行い、申告もれが発生しないよう連絡を行い、適正評価を図る。

カ 建物・農機具共済

(ア) 事故発生通知の迅速化

加入者からの事故発生通知の迅速化を徹底する。

(イ) 共済金の早期支払

加入者に必要書類の早期提出を促すとともに、適正かつ速やかな現地評価、事務処理を行い、約款で定める期日に共済金の支払を行う。

(ウ) 大規模災害に備えた損害評価研修の実施

地震等の大規模自然災害に備えて、職員の損害評価技術の向上と損害評価態勢の強化を図るため、損害評価研修を実施する。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

(イ) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(ウ) 防除機具の貸出し

動噴等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

(エ) 水稲種子温湯消毒の実施支援

水稲種子消毒について、JA等の協力を得て農業共済組合の支所事務所等において温湯消毒を実施する。

イ 家畜共済

(ア) 一般損害防止事業の効果的な実施

乳牛の死産事故の上位を占める運動器病に対して、蹄浴剤および消炎剤を配布し事故低減を図るとともに、病傷事故の上位を占める乳房炎等の発熱性疾患に対して早期発見を目的に体温計を配布する。肉牛に対しては死産、病傷事故の上位を占める消化器病に対して生菌製剤を配布する。豚に対しては安全性が高く、口蹄疫にも有効な除菌剤を配布し、感染症の侵入防止を図る。

(イ) 損害防止技術講習会の実施

家畜診療所において診療所獣医師間での診療技術の伝達講習会を実施し、診療技術の向上を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として、防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

(イ) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

エ 畑作物共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として、防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

(イ) 病虫害発生情報等の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(ウ) 防除機具の貸出し

動噴等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

オ 園芸施設共済

(ア) 「災害に強い施設園芸づくり月間」の実施

毎年6月の台風前と12月の降雪前に「災害に強い施設園芸づくり月間」を設け、パンフレットを作成し、関係機関等の協力のもと組合員へ災害対策の周知を行い損害の未然防止に努める。

(イ) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(6) 執行体制等の整備

ア 正副組合長会議、理事会及び監事会の開催計画等

収入保険制度の導入と農業共済制度の見直し等の大転換期に直面し、役職員の迅速な意思疎通を図り、特定組合として適正かつ円滑な業務運営を遂行するため、正副組合長会議を開催する。

理事会も必要に応じて随時開催し、定款及び理事会運営規則に基づいて、業務執行、会計の状況及び執行上の重要な事項について審議し、運営に当たる。

監事会監査は、定款及び監事監査規則に基づき、年2回定例監査（5月決算監査・11月中間監査）に本所、統括支所、支所及び家畜診療所ごとに行い、監査の計画的・効率的な執行に努める。また、必要に応じて開催する。

イ 職員の配置計画等について

特定組合により今まで以上に業務運営の合理化、事務の効率化を図るため、本支所間の緊密な連携が求められる。円滑な業務運営が進められるよう、毎月支所長会議を開催し、情報の共有化と内部統制に努める。

本・支所間の人事配置については、業務収支を考慮し職員数の抑制に努め、再雇用制度を活用するなどして適切な人事配置を行い、本・支所ごとの業務量等勘案して人事異動等を行い、コンプライアンス態勢の強化及び職場の活性化に努める。

ウ 共済支部長、損害評価員等基礎組織の維持・整備

共済事業の一層の引受拡大、適正な損害評価体制の充実を図るため、共済支部長講習会、損害評価員講習会等を開催し、共済支部長、損害評価員等の業務運営、事業推進に対する協力を要請する。

また組合員等に対しNOSAI情報を的確に伝達するため、広報紙等を積極的に活用する。

(ア) 「組合広報紙」を5月、7月、10月、1月の年4回発行し、組合員へのタイムリーな情報提供に努める。

(イ) NOSAI埼玉ホームページの適正な管理と運営を行い、迅速な情報提供に努める。

エ 職員の研修等

職員の資質向上を図るため、別表の令和2年度研修事業計画のとおり農林水産省、NOSAI全国連及びNOSAI協会主催の研修会に積極的に参加する。また、農業共済事業に係る法律研修及び農業保険制度の周知徹底と大型化した組合の組織づくりを目的とした業務に付随する専門知識の習得に関する研修を行い、職員の業務に対する知識の習得と意欲向上を図る。

具体的には、収入保険事業実施に伴う研修を行い、組合主催による農業簿記検定を開催することにより農業簿記の資格取得者を増加させ、円滑な収入保険事業の運営及び農家の相談役となる職員の養成を図る。

さらに、組合員へのF S活動及びRM活動に資するため、業務に関する有用な資格を取得させる。

オ 農業共済ネットワーク化情報システム等の適切な運用

(ア) Windows 7、Office 2010のサポート切れに対応し令和元年度に導入した新システムの適切な運用を行う。Office 2013等のソフトの保守更新を行う。

クライアント運用管理ソフトを活用し、セキュリティ管理・資産管理・遠隔メンテナンス等を行う。

2段階システム及び制度改正システムがスムーズに運用できるよう電算サポート会社との連携を強化する。

(イ) 情報セキュリティの重要性に鑑み、認識を深めるための研修会等を開催し、NOSAI団体における情報資産の適切な管理運用を図る。特に、保有する個人情報の管理に当たっては個人情報管理台帳による管理を規定、実践し、適切な保護への対応に努める。

(ウ) 組合本支所間での迅速な情報共有化等に資するため、グループウェアの適正運用及び活用に努める。

また、決裁処理の効率化を図るために、電子決裁システムの今年度内の導入を目指す。

(エ) 収入保険用システムの接続運用環境を維持し、円滑な引受が出来るようにする。

カ 内部牽制機能の充実

特定組合のコンプライアンス体制維持及び内部統制を図るため、監査室兼収入保険対策室による内部監査を年2回本支所及び家畜診療所ごとに実施する。監査は、内部監査実施要領に規定するチェックリストに基づき行い、監査結果及び改善状況については監事に報告し、内部監査の実効性を期するとともに、牽制機能の強化を図る。

キ リスク管理体制の整備

リスク管理基本方針に基づき統一的なリスク管理を行い、四半期ごとに状況を把握・分析して、理事会に報告等行い、適正な業務運営に努める。

ク 予算統制の方策

適正かつ効率的な事業運営を実施するために、収支予算計画に基づき経費節減に努め、業務予算の適切な執行を行う。

余裕金の運用に当たっては、四半期毎に余裕金運用管理委員会を開催し、運用状況、市場リスク等の報告を行い、また委員会の意見に基づき、安全で効率的な運用を図る。さらに、四半期毎に理事会へ報告を行う。

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
役員研修	理事研修会	理事及び監事の責務、組合運営を適正に行う意識の高揚	理 事	21人
	監事研修会	監事の責務を適正に行う意識の高揚	監 事	3人
	N O S A I 理事会 研修会 (派 遣)	組織の最高責任者としての責務を自覚するとともに、組織内でのコンプライアンスの徹底、不祥事の未然防止、適正な団体運営に必要な管理能力の涵養を図る	理 事	1人
職員研修	新規採用職員研修会	農業共済職員としての基本的な事項及び共済事業の基礎知識の習得	新規採用職員	11人
	アクセス研修 (応 用 編)	通常業務で使用されているデータベースソフトについての応用的な知識習得により、業務能力及び業務効率の向上を図る。	組 合 職 員	12人
	収入保険研修会 兼 税 務 研 修 会	収入保険制度の実施に伴い、農業簿記及び青色申告、確定申告を始め、必要な知識の習得を図る。	全 職 員	185人
	情報セキュリティ 研 修 会 (標 的 型 攻 撃 メール 対 応 訓 練)	実際に標的型攻撃メールの脅威を体験し、不審なメールを受信した際の対応方法の習得を図る。	職 員 (全 職 員 を 半 数 程 度 に 分 け 2 年 で 全 員 が 受 講)	100人
	階層別研修会 (管 理 職)	管理職として部下の育成や業績の管理、人事考課等の考え方等の知識を習得することにより職務能力向上とコンプライアンス徹底を図る。	管 理 職 (課 長 以 上)	40人
	農業技術研修	農業の一般的な知識や最新の栽培技術・防除技術の知識を身につけ、日々の事務処理や加入推進に活かすことで各事業の活性化を図る。 6月:田植え(田んぼアート)※ 農業技術研修(座学)	※新規採用職員 職 員	11名 60名
	メンタルヘルス 研 修 会	より積極的に、充実して業務に取り組めるよう、職員の「心の健康管理」を通じて職場環境や人間関係の向上を図る。	職 員 (全 職 員 を 半 数 に 分 け、 2 年 で 全 員 が 受 講)	90人
	広報技術研修会	NOSAI全国広報担当者を講師に迎え、農業共済新聞「埼玉版」、組合広報紙の紙面向上を目的として、組合広報担当者の技術レベルアップを図る	広 報 担 当 職 員	20人

研修等の名称		目的	対象者	予定人数
職員 研修	農業簿記 検定取得	収入保険の加入推進に役立てられる農業簿記についての知識の習得を図る。	職員	18人
	産業用ドローン 操縦技能講習	損害評価の新たな手段として導入する産業用ドローンについて、損害評価業務への積極的な活用を目的として、操縦に関する知識や技術の習得を図る。	職員	3人
	毒劇物取扱責任者 養成講習及び資格取得	農薬等の薬物を安全に取り扱うのに必要な知識の習得	職員	4人
	事業別研修会	事業別の関係農業共済定款・規程・諸規則等の研修及び各共済事業の適正引受についての知識の習得	事業等担当職員	延べ 370人
派遣研修 (全国農業共済協会等主催)	上級管理職 研修会	上級管理職としての自らの役割を理解し、事業戦略、組織運営の基礎を学び、組合等の視点からの戦略立案や組織設計、組織変革の実践方法を習得する。また不祥事の未然防止のために、コンプライアンスの徹底を図る。	上級管理職 (組合等参事、連合会・特定組合の支所長等及びそれに準ずる者)	1人
	初級管理職 研修会	管理職としての役割、組織運営に必要な知識とマインド、組織マネジメントにおいて必要なスキル、リーダーシップ、人材マネジメントのエッセンスを学ぶ。	初級管理職 (課長クラス)	2人
	管理職 養成会	次期幹部候補として、職場リーダーの役割を理解し、マネジメントの基礎、普及推進に関する部下指導等を学ぶ。	中間指導職 (課長補佐・係長クラス)	2人
	中間指導 職養成 研修会	中間指導職養成を目的とし、農業情勢やNOSAI制度、保険理論等の基礎知識の習得を図る	一般職 (共済歴 3年～5年程度)	1人
	普及推進 研修会	(初級) 普及推進、クレーム対応の基礎知識や基礎技法を学び説明力を高める。	初級：一般職 (共済歴 5年～10年程度)	1人
(中級) 普及推進、クレーム対応等について応用知識や応用技法を習得するとともに、プレゼンテーションを学ぶ。		中間指導職 (係長・主任クラス)又は一般職 (共済歴10年～15年程度)	3人	

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
派遣研修 (全国農業共済協会等主催)	システム運用管理者研修会	(システム基盤運用管理実践コース) システム及びシステム基盤の運用実務担当者、担当予定者	システム管理職員	1人
		(情報セキュリティ対策実践コース) 情報セキュリティ管理責任者、実務担当者	システム担当職員	1人
	広報技術研修会	組合等広報紙の編集・製作に必要な技術を研修し、広報紙の内容充実、発行促進に資する	広報担当職員	2人
	収入保険全国担当者会議	収入保険制度の実施主体であるNOSAI全国連の会議に参加し、実務につながる専門的知識を習得し、組合職員に伝達する。	収入保険担当職員	2人
	保険外交員養成研修会	農業保険の推進に必要な知識や技術の習得を図る。	組合職員	2人
	建物共済損害評価技術研修会	建物共済に係る組合等損害評価者(評価員)の損害評価技術指導者の養成に資するため、建物の施工・材料並びに建物部分別評価・工職別積算評価・自然災害の損害評価等の技術等に係る知識の涵養を図る。	建物共済担当職員	1人
	農機具共済専門講習会(制度)	農機具共済の制度の仕組みと実務に関する理論的知識等の習得を図る。	農機具共済担当職員	1人
	農機具共済専門講習会(機械実習II)	主要な農業機械の構造・機能と日常的なメンテナンス内容について学び、一般的な環境で使用されている農業機械の実態について理解することを目標にする。	農機具共済担当職員	1人
(派遣研修 農林水産省主催)	法令等研修会	保険理論等の研修を専門に行うことにより、NOSAI職員としての知識や、法令等を遵守する意識をより高めることを目的とする	職員	2人
	経理研修会	農業共済団体の経理の実務担当者を対象に、経理の仕組みや専門的知識の習得を図る	経理担当職員	2人
	収入保険制度研究会	組合及び連合会における収入保険事業の実務を担当する職員を対象に、当該事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、収入保険制度の健全な発展に資することを目的とする。	収入保険担当職員	2人

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
（派遣研修 農林水産省主催）	農作物共済会 農研修	組合及び連合会における農作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	農作物共済員 担当職員	2人
	畑作物共済会 畑研修	組合及び連合会における畑作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	畑作物共済員 担当職員	2人
	果樹共済会 果研修	組合及び連合会における果樹共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	果樹共済員 担当職員	2人
	園芸施設共済会 園芸研修	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	園芸施設共済員 担当職員	2人
	家畜共済会 家畜研修	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	家畜共済員 担当職員	2人